

2002年12月25日

国土交通省近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 委員各位

脱 ダ ム ネ ッ ト 関 西  
(大阪自然環境保全協会 気付)  
T. 06-6374-3376 / F. 06-6374-0608

淀川水系流域委員会提言(案)「新たな河川整備をめざして」(021129版)および  
「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に対する意見書  
淀川水系河川整備計画におけるダム事業・計画を中止とする要請

-----  
謹啓 淀川水系流域委員会ならびに国土交通省近畿地方整備局におかれましては、淀川水系河川整備計画に関する審議にご努力されており、敬意を表します。

淀川水系河川整備計画(以下、整備計画)の策定にあたり、淀川水系流域委員会(以下、委員会)がまとめられた提言(案)「新たな河川整備をめざして」(修正案021129版)に対して、下記のとおり要請します。

謹白

-----  
**1. ダム事業・計画を中止とする要請**

整備計画策定の対象となるダム事業・計画については、近畿地方整備局が2002年12月12日から14日にかけて開かれた委員会各部会に対して、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」を提出し、その中で「計画の内容を見直す」(4章 河川整備の方針 4.6.3 各ダムの整備方針)と記載している。

しかしながら、余野川ダム、丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムについては、治水、利水、環境負荷の面から不要なダムであり、整備計画に掲載すべきものではなく、その中で、それぞれの事業・計画を中止することを明記されるよう要請します。

こうしたダム事業・計画が最終的に整備計画に記載された場合、新たに環境保全を掲げた河川法改正の精神が台無しになってしまうばかりか、委員会のこれまでの審議も無に帰すこととなる。

このため、今後の整備計画策定および委員会審議において、これらのダム事業・計画を整備計画に位置づけず、また中止とする意見を明確に表明されますよう要請します。

(理由)

余野川ダムは、余野川合流点の猪名川の基本高水毎秒 3500 トに対して、既往最大洪水は昭和 28 年 9 月の毎秒約 1650 トで 2.1 倍にもなるなど、基本高水が過大に設定されている。猪名川流域に占める余野川の流域面積は約 9% で、流路長も短く、猪名川の流量に占める余野川の役割は小さく、猪名川本川に対するダムの治水効果は、その高額な建設費に対してあまりに小さい。余野川の基本高水は現況河川の疎通能力とは余りにかけ離れており、ダム分派堰上流にこの洪水に見合う河川改修を施すことは無謀というほかはない。また、余野川ダムから 1 日最大 9 万立方 m の水道水を取得する予定の阪神水道企業団（尼崎、神戸、芦屋、西宮各市への水道用水供給事業体）は、今後の水需要が減少するため新たな水源を確保する必要がないなど、利水面でもダムは不要である。

さらに、事業計画地域には、種の保存法の希少野生動物であるオオタカが繁殖。ニホンジカなどの大型動物をはじめダルマガエルなどの絶滅危惧種も多く生息し、昆虫の宝庫でもあり、こうした自然生態系が損なわれることは国際的にも重要性が認知されている生物多様性保全や、種の保存法の理念にも反する。

目的のなかで利水のウエートが大きい丹生ダムは、その利水の 76.6% が大阪府営水道、また同 17.2% が阪神水道事業団であるが、いずれも既に水余り状態にあり、将来的にも現有水利権で市町村の水需要に対応できることは明らかである。また、同 6.2% の京都府営水道も、既に参画している「天ヶ瀬ダム再開発」から得る新規水利権により余裕ある給水が可能となり、これら三事業体はともに丹生ダムからの新規利水を必要としていないのが実態である。

さらに、「異常渇水時の緊急水補給」という目的は、淀川沿川における利水については琵琶湖総合開発の効果と水需要自体の減少により、また琵琶湖においても下流の淀川沿川における渇水の大きな脅威は無くなったことから、無意味である。

上記の実態を総合すると、丹生ダムの有効貯水量は、実に約 71% が不要ということになり、このダム事業の意義は無いに等しい。

また、大戸川ダムに関しても丹生ダムと同様、大阪、京都両府営水道の水余り状況などがあり、川上ダムについても、奈良県、三重県、西宮市の水需要が伸び悩んでいるうえ、目的の 7 割を占める治水も関連地域の河川整備などによって目的を失っている。

## 2. ダム事業・計画に関する予算の棚上げ要請

近畿地方整備局によると、各ダム事業・計画について 2003 年度予算を計上している、としているが、各事業・計画は「1.」にみられるように不要であるため、2003

年度以降の予算を計上しないよう要請します。

### 3. ダムに関する工事等事業の中止要請

各ダム事業・計画は、委員会審議を継続している一方で、工事などの事業を継続しているが、委員会の提言（案）「新たな河川整備をめざして」（修正案 021129 版）では、ダム建設について「原則として抑制する」としており、その提言を尊重し、工事などの事業は速やかに一旦中止することを要請します。

### 4. 「4 - 6 ダムのあり方」に関する要請

#### 4 - 1. 基本高水を見直すことを明記する

余野川ダムをはじめとした各ダムの治水計画では、全国のダムにもみられるように、基本高水を極めて過大に設定している。

つまり、治水計画の策定では、計画降雨の設定あるいは基本高水のピーク流量の設定において、実績降雨の過度の引き延ばしによる計画降雨設定や、過度なピーク流量カバー率の採用などによって、極めて過大な基本高水が導き出されている。

余野川ダムにみられるように、整備計画が対象としているダムの治水計画においてもこうした手法で策定が行なわれており、洪水の実際とかけ離れたダム計画がつくり挙げられている。

「ダムのあり方」には、こうした旧来の手法を根本的に見直すこと、また、対象各ダムの治水計画も実態に沿うように精査したうえで根本的に見直すこと、さらに、ダム建設を極力避けるための総合治水を導き出す旨を明記するよう要請します。

#### 4 - 2. 5 行目「...河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を...」については、 「...河川と流域の生態系と生物多様性に重大な悪影響を...」に修文する。

（理由）

提言（案）のとらえ方は概念が狭く、不正確であるため。

つまり、ダム事業が重大な悪影響を及ぼすのは「河川の生態系と生物多様性」だけではなく、河川とその流域も含めた生態系と生物多様性であり、なかでも植生はダム建設によって壊滅的な打撃を、また、水を媒体とする物質循環システムは重大な損傷を受けることになるからである。

#### 4 - 3. 7 行目「...影響が大きいため原則として抑制するものとし、...」については、

「...影響が大きいため極力抑制するものとし、...」に修文する。

(理由)

事業中・計画中のダム事業は、地域特性を総合的に勘案して計画したもの、とされている。しかし、旧来の論理・手法・手続きで策定された事業は、地域特性を総合的に勘案して計画したもの、という理由をもとに、「原則」が働くものではないとして実施される恐れが多分にある。旧来の論理・手法・手続きで計画が策定され、また策定されるがゆえに、強く抑制と見直しが求められるのである。

整備計画では、そうした旧来の論理・手法とは違った、新たな「あり方」を示すことが使命であるため、「極力抑制」とする。また、7行目「考えうる.....」以下の内容は、「原則として抑制」という表現に整合しにくく、「極力抑制」に整合する。

4 - 4 . この「あり方」が、事業（工事）中・計画、新規のダムすべてを対象とすることを明記する。

(理由)

この提言は、河川法の改正などによって、今後20～30年間の河川整備計画の新しいあり方を記載するものである。事業（工事）中・計画中のダムも、旧来の論理・手法・手続きによって進められており、これらも提言の対象になるのは当然のことであって、それらを明記しないのは全く不合理である。委員会審議の過程で、この「ダムのあり方」がすべてのダムを対象にしているという認識である（委員発言）のなら、その旨を明記することは、新たな審議を必要としない単純な作業である。

以上